

1. 都市計画について

私たちが暮らす諫早市は、健全で秩序あるまちづくりを実現するために、土地利用や都市施設（道路、公園、下水道など）の整備および市街地の開発に関する一定の計画（これを「都市計画」といいます。）を定めています。

都市計画法は、これらの都市計画を実現するために必要な事項を定めた法律です。

本市は、都市計画法に基づき、市域を市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外の3つに区域分けして、それぞれの区域に応じた特色あるまちづくりを目指しています。



都市計画区域外

法による都市計画は定められていませんが、本市では都市計画区域と一体的なまちづくりを目指しています。建物の用途規制の定めは原則ありません。

都市計画区域

都市計画を定めた区域です。本市では、昭和46年3月に市街化区域と市街化調整区域に区分（線引き）されています。

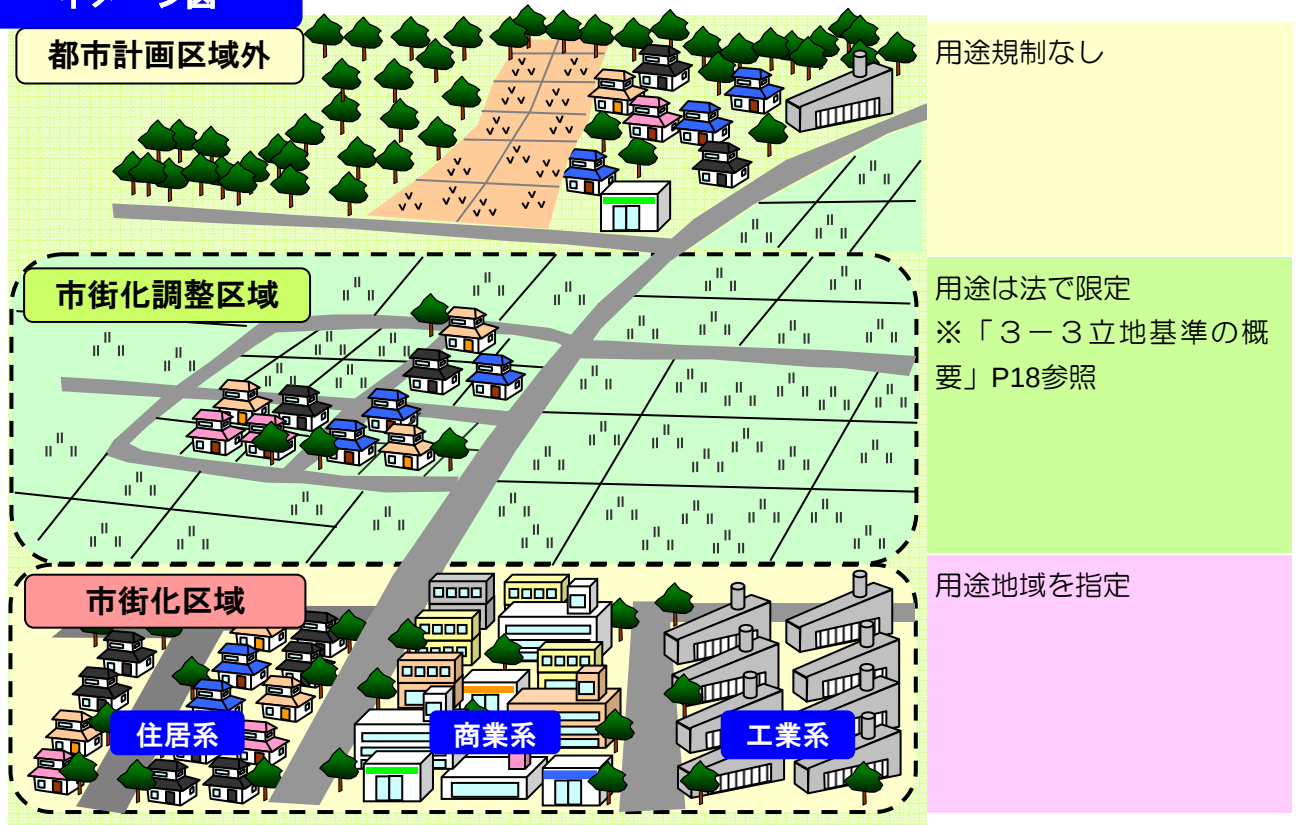
市街化調整区域

優良な自然環境を保全し無秩序な市街化を防止する区域です。建物の用途は法律で限定されています。

市街化区域

計画的な都市化を図る区域です。用途地域等を指定し、住宅や店舗、工場などが住み分けされています。

イメージ図



都市計画法では、それぞれの区域で土地利用に関するルールが変わってきます。

町別の都市計画区域（※あくまで目安です。詳しくは市にお尋ねください。）

